

社会福祉法人横浜市社会福祉協議会

令和3年度 保育士修学資金貸付制度のご案内

保育士を目指す学生の皆さまを応援します！

保育士修学資金貸付制度とは

保育士が不足しているという現状に対応するため、国の政策として保育士修学資金貸付制度が始まりました。保育士を目指す学生が、何らかの事情により資格を取得するための学費等を支払うことが困難な状況にある場合に修学資金を貸し付ける制度です。

この制度は、養成校を卒業し、保育士登録をした日から1年以内に横浜市内の指定施設において就職し、保育士業務に5年間継続して従事することで、全額返還が免除されます。

貸付制度の概要

詳細は、コチラ → URL <http://www.yokohamashakyo.jp/jigyo/kashitsuke.html>

- ▶ **対象者：** 指定保育士養成校に在学する学生(令和3年度卒業見込み者)のうち、次のア～エの要件をすべて満たしている方
 - ア 卒業後、横浜市内の指定施設(認可保育所、乳児院等)において5年以上継続して保育士業務に従事する意思がある方
 - イ 在学する養成校の推薦を得られる方
 - ウ 家庭の経済状況等から、真に本修学資金の貸付けが必要と認められる方
 - エ 同種の修学資金を借り受けていない方
- ▶ **貸付期間：** 卒業年次の12か月
- ▶ **貸付金額：** 月額5万円以内(総額60万円以内) ※貸付額は千円単位
※高等教育の修学支援新制度をご利用の方は貸付金額が制限されることがあります。
- ▶ **利子：** 無利子
- ▶ **連帯保証人：** 独立した生計を営んでいる成年者を1名立ててください。
ただし、申込者が未成年の場合は、法定代理人とします。
- ▶ **返還免除：** 養成校卒業後、保育士登録した日から1年以内に横浜市内の指定施設において保育士業務に就き、5年間継続して勤務した場合
※上記内容を満たさない場合は、全額(又は一部)返還となります。
- ▶ **申込方法：** 在学する養成校から申込用紙を入手し、必要書類を添付の上、養成校を通じてお申し込みください。
- ▶ **申込期間：** 一次受付： 令和3年4月1日(木)～同年5月31日(月) 必着
二次受付： 令和3年6月1日(火)～同年7月30日(金) 必着
三次受付： 令和3年10月1日(金)～翌年1月31日(月) 必着
※年度の貸付予定枠数を超えた時点で、受付を終了します。

< 貸付事業に関するお問い合わせ先 >

実施団体： 社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会 施設福祉課
〒231-8482 横浜市中区桜木町1-1 横浜市健康福祉総合センター7階
TEL 045-201-2219 / FAX 045-201-1661
E-mail hs-shikin@yokohamashakyo.jp

受付時間： 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで

※土曜日、日曜日、年末年始(12月29日から1月3日まで)はお休みです。